

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名 老健局振興課、高齢者支援課、老人保健課

事業名	地域支援事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>
事業の概要	<p>総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要である。このため、効果的な介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から以下の内容の事業を実施するものである。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 介護予防事業</p> <p>(1) 特定高齢者施策 虚弱高齢者に対して介護予防の観点から実施する事業</p> <p>(2) 一般高齢者施策 ア. 介護予防に関する情報の提供・収集 イ. 地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動等の実施 ウ. 地域住民に対する介護予防に資する活動を行おうとする場の提供等の支援など</p> <p>2. 包括的支援事業</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント事業 上記1（介護予防事業）の介護予防サービスのケアマネジメント</p> <p>(2) 総合相談支援事業 地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等</p> <p>(3) 権利擁護事業 虐待の防止、虐待の早期発見等</p> <p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域における介護支援専門員や主治医、関係機関等の連携</p> <p>3. 任意事業 地域の実情に応じ、創意工夫を生かして、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業</p>
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="316 1406 1382 1796" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>介護予防事業の実施により、介護予防に関する十分な理解が促進され、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が実施されるとともに、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者（特定高齢者）について、平成19年度には54,793人が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。</p> <p>また、包括的支援事業として、高齢者への総合相談機能や要支援認定者への介護予防マネジメント、処遇困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援機能を有する地域包括支援センターを設置することとしているが、この地域包括支援センターは、平成18年度の創設以降、急速に増大し、平成20年度には、目標であった全保険者へ設置が実現した。このように、包括的支援事業の実施によって、地域で高齢者が安心して暮らすことのできるための包括的な支援体制づくりが進められている。</p> <p>さらに、任意事業として、地域社会における様々な社会資源を活用し、高齢者等の生きがいと健康づくり推進事業を実施するなど、高齢者の生きがいづくりを支援しているものであり、本事業は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことに資する事業であると言える。</p> <p>したがって、地域支援事業は、高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、社会参加を推進するための有効な事業であると評価できる。</p> </div>

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

(2) 効率性の評価

効率性の評価

高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、高齢者の自立を支援していくためには、高齢者が可能な限り要支援・要介護状態とならないようにしていくことが必要である。地域支援事業の介護予防事業においては、要支援・要介護状態となるおそれの高い特定高齢者に対して、介護予防を行う特定高齢者施策の実施などを通じて、状態が改善する者が増大するなど、効率的に介護予防・健康づくりの推進を図っていると言える。

特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になっており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。

費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。

また、介護予防・健康づくりの推進にあたっては、地域ごとの特性を踏まえつつ、地域の中で介護予防のケアマネジメントを行っていくことが必要であるが、地域支援事業においては、包括的支援事業の中で、介護予防サービスのケアマネジメントを行っており、効率的に介護予防・健康づくりの取組を推進しているものと考えられる。高齢者の生きがいがづくりや社会参加の推進を図るためには、地域の特性に応じた取組が必要だが、地域支援事業の任意事業については、市町村独自の取組を行える事業となっており、生きがいがづくりや社会参加の推進を図るための効率的な取組であると考えられる。

以上のように、地域支援事業は、介護予防、健康づくり、生きがいがづくり及び社会参加を推進するための効率的な取組であると評価できる。

(政策等への反映の方向性)

地域支援事業が高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいがづくり、社会参加を推進するための有効かつ効率的な事業であるという評価結果を受けて、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額:69,756百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域包括支援センターの設置保険者数 (全保険者に設置/平成20年度)	— 【—%】	— 【—%】	1,483 【87.8%】	1,640 【98.2%】	1,657 【100.0%】
(調査名・資料出所、備考) 1 地域包括支援センターの運営状況に関する調査(老健局振興課)					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)